

長洲町下水道事業経営戦略

団 体 名	： 長 洲 町
事 業 名	： 個 別 排 水 処 理 施 設 事 業
策 定 日	： 平 成 31 年 3 月
計 画 期 間	： 平 成 31 年 度 ～ 平 成 40 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	平成17年度 供用開始後13年	法 適 (全部適用・一部適用) 適 用 非 適 の 区 分	一部適用済
処理区域内人口密度		流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区 (長洲処理区)		
処 理 場 数	浄化槽48基		
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 * 1	公共下水・浄化槽 (個別排水・特定地域生活排水) の処理区域を、地理的条件に応じて経済性等を考慮し、見直しを行いました。		

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。) を指す。

②使用料

一般家庭使用料体系の概要・考え方	一般汚水：汚水のうち公衆浴場汚水及び一時排水以外のもの 基本使用料：使用水量6㎡まで 1, 250円 超過使用料： 6㎡を超え 10㎡までの部分 89円/1㎡ 10㎡を超え 30㎡までの部分 186円/1㎡ 30㎡を超え 50㎡までの部分 214円/1㎡ 50㎡を超え100㎡までの部分 240円/1㎡ 100㎡を超える部分 268円/1㎡ 上記を合計しその額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。				
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし				
その他使用料体系の概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3, 460円 (税込)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3, 703円 (税込)
	平成28年度	3, 460円 (税込)		平成28年度	3, 667円 (税込)
	平成29年度	3, 460円 (税込)		平成29年度	3, 667円 (税込)

* 2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

* 3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む) をいう。

③組織

職 員 数	収益的収支職員 5名 資本的収支職員 1名 ※上記職員で、公共下水道・個別排水処理・特定地域生活排水の3事業の事務を行います。
事業運営組織	水道部局との統合：上下水道課設置 平成14年度～平成18年度

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化槽の点検・清掃業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) * 4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) * 5	該当なし

* 4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

* 5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増に繋がす取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成29年度経営比較分析表を添付（別添参照）

2. 経営の基本方針

長洲町では、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全にむけて、公共下水道により汚水の処理を行います。また地形的な理由により公共下水道の整備が効率的ではない地域については浄化槽整備事業（特定地域排水処理・個別排水処理）により生活排水の処理を行い、公共下水道処理区域と同等の公共サービスを提供するため、汚水処理を行なう3事業（公共・特地・個別）を一体として経営します。

今後の下水道事業を効率的かつ健全に運営し、安定的に事業を継続させるため、平成31年度から平成40年度の10年間を計画期間として、経営戦略を策定します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2） 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標、管渠処理場等の建設・更新に関する事項
投資の計画の目標としては、計画期間中の毎年度において、浄化槽6基を整備する計画で投資額を計上しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項
個別排水処理事業の持続的経営の財源としては、使用料収入、一般会計からの繰入金を考慮しており、(2)①に記載した投資を賄う財源としては、企業債、工事負担金（受益者負担）及び一般会計出資金、損益勘定からの自己資金等を考慮しています。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、浄化槽1基当たりの平均使用水量が毎年度減少傾向であることを考慮し、H29年度実績の222.37 m^3 /基・年をベースに、H27～29の平均減少量である $\Delta 3 \text{ m}^3$ /基・年を参考にH31年度以降の各年度の有収水量/基・年を予測し、各年度の見込み基数と過去3ヶ年で最も低額となった平成29年度実績の1 m^3 当たりの使用料単価169.73円を乗じて毎年度の使用料収入見込み額を算定しました。

・企業債に関する事項
投資計画の財源としての企業債は、工事負担金（受益者負担）等の企業外部から流入する財源を充当した残額は企業債を起債して賄うこととして試算を行いました。

・繰入金に関する事項
一般会計からの繰入金は、公共下水道及び特定地域生活排水を併せて4億5千万円を上限に、平成30年度の総務副大臣通知により一般会計が繰出すべきものと定められた経費の各項目について、毎年度の所要額を見込み、それを合計した金額を基本に計上しています。なお、分流式下水道に要する経費については、減価償却費および支払利息額の全額を対象経費として計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、原則として、過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に、維持管理を行う浄化槽の見込み基数の変動に合わせて増減させています。

・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
包括的民間委託については、現在は浄化槽の点検・清掃業務の単価契約にとどまっているところです。

・職員給与費に関する事項
職員給与費については、公共下水道の収支計画に計上しており、個別排水処理には計上していません。

・委託費に関する事項
過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に、浄化槽の基数増加に合わせて計上しています。

・その他
上記以外の経費については、過年度における発生実績を元に試算した平成31年度予算要求額を基準に計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取り組みの方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

*処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (P P P / P F I など)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	個別排水事業単体では、資金不足であり、経営が成り立っていない状況ではありますが、公共下水道の整備が地形的・経済的に困難な地域に同等の行政サービスを行う目的から、使用料改定の必要性、実施時期、改定内容については、公共下水道・特定地域生活排水と連結した財務状況により慎重に判断し、改定する場合には使用者に十分な説明と理解を得ることが必要です。
資産活用による収入増への取組について	該当なし
その他の取組	赤字解消の取組については、当事業が公共下水道の整備が地形的・経済的に困難な地域において、町設置の浄化槽により汚水の処理を行なうことで公共下水道事業を補完するものであるため、当事業で発生した累積欠損金については公共下水道で発生する繰越利益剰余金により、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源の不足額については、公共下水道の流動資産により埋めるものとして、公共下水道・個別排水・特定地域生活排水の3事業を合計した下水道事業会計において黒字となるよう経営します。 一般会計からの繰入額について、財政部局と交渉し、分流式に要する経費の繰入率の基準を設けるなど、客観的な基準の策定が必要と考えます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理制度、 P P P / P F I など)	PPP/PFI等の検討は行っていないが、現在の民間委託を継続しつつ、運転管理のみにとらわれず、事業計画の策定、施設の適切な改築更新も含めた、包括的民間委託等も検討していく必要があります。
職員給与費に関する事項	地方公営企業一部適用であり、職員の給与費等については、独自の制度は設けていません。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	事後保全中心の維持管理を行っていますが、ストックマネジメント計画の策定により今後は状態保全の考えによる維持管理に移行することが予想されます。 また、包括的民間委託の検討を行なう中で、包括的民間委託のユーティリティー費として取り扱う方向も検討していく必要があります。
委託料に関する事項	包括的民間委託の検討を行なうなかで、委託範囲やユーティリティー費の取扱いについて収支計画への反映させるべく見直しを行っていきます。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	- 進捗管理：予算編成への反映を行うとともに、決算等により実施状況の検証を行います。 - 見直し時期：汚水処理構想等の変更にあわせて、随時見直しを行っていきます。
---------------------	--

投資・財政計画

個別排水処理施設事業

(単位：千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収益的 収入	収益的 収入	1. 営業収益 (A)	1,582	1,646	1,805	2,037	2,207	2,377	2,547	2,716	2,886	3,056	3,226	3,396
		(1) 料金収入	1,581	1,645	1,805	2,037	2,207	2,377	2,547	2,716	2,886	3,056	3,226	3,396
		(2) 受託工事収益 (B)												
		(3) その他	1	1										
		うち雨水処理負担金												
		2. 営業外収益	628	694	1,423	1,646	1,860	2,070	2,275	2,475	2,671	2,859	3,043	3,220
		(1) 補助金	432	492	1,204	1,410	1,608	1,803	1,992	2,175	2,355	2,528	2,695	2,856
		他会計補助金	432	492	1,204	1,410	1,608	1,803	1,992	2,175	2,355	2,528	2,695	2,856
		その他補助金												
		(2) 長期前受金戻入	196	202	219	236	252	268	284	300	316	332	348	364
		(3) その他												
		収入計 (C)	2,210	2,340	3,228	3,683	4,067	4,447	4,822	5,191	5,557	5,915	6,269	6,616
	収益的 支出	1. 営業費用	4,010	3,999	4,893	5,934	6,596	7,259	7,922	8,584	9,247	9,910	10,573	11,225
		(1) 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本給												
		退職給付費												
		その他												
		(2) 経費	3,015	2,952	3,738	4,534	5,019	5,505	5,991	6,476	6,962	7,448	7,934	8,409
		動力費												
		修繕費	78	7	60	70	79	86	94	101	109	117	124	132
		材料費												
		その他	2,937	2,945	3,678	4,464	4,940	5,419	5,897	6,375	6,853	7,331	7,810	8,277
		(3) 減価償却費	995	1,047	1,155	1,400	1,577	1,754	1,931	2,108	2,285	2,462	2,639	2,816
		2. 営業外費用	222	207	268	246	282	316	344	367	385	397	404	403
		(1) 支払利息	222	207	268	246	282	316	344	367	385	397	404	403
		うち雨水分												
		(2) その他												
		支出計 (D)	4,232	4,206	5,161	6,180	6,879	7,575	8,266	8,951	9,633	10,307	10,977	11,629
		経常損益 (C)-(D) (E)	-2,022	-1,866	-1,933	-2,497	-2,812	-3,128	-3,444	-3,760	-4,076	-4,392	-4,708	-5,013
		特別利益 (F)												
		特別損失 (G)												
		特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	-2,022	-1,866	-1,933	-2,497	-2,812	-3,128	-3,444	-3,760	-4,076	-4,392	-4,708	-5,013
		繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	-2,022	-3,888	-5,821	-8,318	-11,130	-14,258	-17,702	-21,462	-25,538	-29,930	-34,638	-39,651
		流動資産 (J)	-1,492	-3,763	-6,297	-9,095	-12,177	-15,545	-19,199	-23,139	-27,365	-31,877	-36,675	-41,748
		うち未収金	326	345	732	807	843	881	916	954	989	1,026	1,062	1,097
		流動負債 (K)	2,888	2,817	2,880	200	230	260	290	320	350	380	410	440
		うち建設改良費分												
		うち一時借入金			0									
		うち未払金	327	298	145	200	230	260	290	320	350	380	410	440
		累積欠損金比率 ((I)/((A)-(B))×100)	-128	-236	-322	-408	-504	-600	-695	-790	-885	-979	-1,074	-1,168
		地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (L)		2,418	4,061	6,442	6,206	9,098	12,138	15,448	19,058	22,694	26,611	30,946
		営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	1,582	1,646	1,805	2,037	2,207	2,377	2,547	2,716	2,886	3,056	3,226	3,396
		地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		147	225	316	281	383	477	569	660	743	825	911
		地方財政法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)		2,418	4,061	6,442	6,206	9,098	12,138	15,448	19,058	22,694	26,611	30,946
		健全化法施行規則第6条に規定する解消 可能資金不足額 (O)												
		健全化法施行令第17条により算定した事 業の規模 (P)		1,582	1,646	1,805	2,037	2,207	2,377	2,547	2,716	2,886	3,056	3,226
		健全化法第22条により 算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		153	247	357	305	412	511	607	702	786	871	959

※ 公共下水道・特定地域生活排水処理事業と併せた下水道事業会計を設けている為、累積欠損金については、公共下水道事業で生じた繰越利益剰余金で
資金不足については、公共下水道事業の流動資産によりそれぞれ埋めている。

樣式第2号 (法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画

(単位：千円，%)

区 分			年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	
資本的収入 資本的収支	資本的収入	1. 企業債		1, 400	3, 000	6, 000	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	
		うち資本費平準化債														
		2. 他会計出資金		682	741	750	897	1, 014	1, 082	1, 193	1, 316	1, 420	1, 608	1, 797	1, 940	
		3. 他会計補助金														
		4. 他会計負担金														
		5. 他会計負担金														
		6. 国（都道府県）補助金														
		7. 固定資産売却代金														
		8. 工事負担金		186	371	596	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
		9. その他														
		計 (A)		2, 268	4, 112	7, 346	6, 997	7, 114	7, 182	7, 293	7, 416	7, 520	7, 708	7, 897	8, 040	
		(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)														
		純計 (A)-(B) (C)		2, 268	4, 112	7, 346	6, 997	7, 114	7, 182	7, 293	7, 416	7, 520	7, 708	7, 897	8, 040	
		資本的支出	1. 建設改良費		1, 745	3, 613	6, 005	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100
	うち職員給与費															
2. 企業債償還金			1, 807	1, 962	2, 519	2, 735	3, 089	3, 309	3, 667	4, 041	4, 401	5, 021	5, 646	6, 139		
3. 他会計長期借入金返還金																
4. 他会計への支出金																
5. その他																
計 (D)		3, 552	5, 575	8, 524	8, 835	9, 189	9, 409	9, 767	10, 141	10, 501	11, 121	11, 746	12, 239			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(C)			(E)	1, 284	1, 463	1, 178	1, 838	2, 075	2, 227	2, 474	2, 725	2, 981	3, 413	3, 849	4, 199	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		711	1, 168	686	1, 165	1, 326	1, 487	1, 648	1, 809	1, 970	2, 131	2, 292	2, 453		
	2. 利益剰余金処分額															
	3. 繰越工事資金															
	4. その他		573	295	492	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
	計 (F)		1, 284	1, 463	1, 178	1, 665	1, 826	1, 987	2, 148	2, 309	2, 470	2, 631	2, 792	2, 953		
補填財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	173	250	240	326	417	511	782	1, 058	1, 246	
他会計借入金残高 (G)																
企業債残高 (H)				16, 583	17, 621	21, 102	23, 867	26, 278	28, 469	30, 302	31, 761	32, 860	33, 339	33, 193	32, 554	

※ 公共下水道・特定地域生活排水処理事業と併せた下水道事業会計を設けている為、補てん財源不足額については、公共下水道事業で生じた現金預金（損益勘定留保資金）により埋めている。

○他会計繰入金

(單位：千円，%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
収益の取支分		432	492	1,204	1,410	1,608	1,803	1,992	2,175	2,355	2,528	2,695	2,856
	うち基準内繰入金	432	492	1,204	1,410	1,608	1,803	1,992	2,175	2,355	2,528	2,695	2,856
	うち基準外繰入金												
資本の取支分		682	741	750	897	1,014	1,082	1,193	1,316	1,420	1,608	1,797	1,940
	うち基準内繰入金	682	741	750	897	1,014	1,082	1,193	1,316	1,420	1,608	1,797	1,940
	うち基準外繰入金												
合計		1,114	1,233	1,954	2,307	2,622	2,885	3,185	3,491	3,775	4,136	4,492	4,796

経営比較分析表（平成29年度決算）

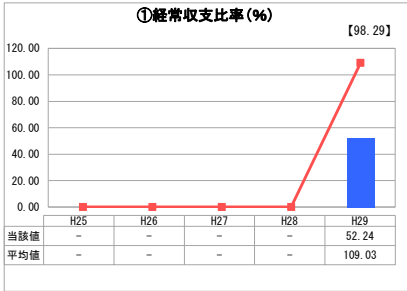
熊本県 長洲町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	26.40	0.74	100.00	3,460

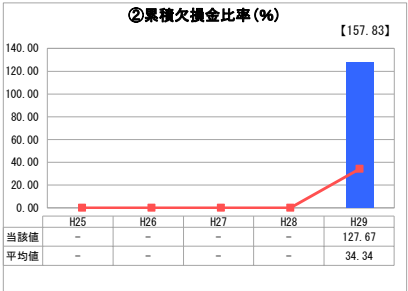
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
16,186	19.43	833.04
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
119	0.03	3,966.67

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成29年度全国平均

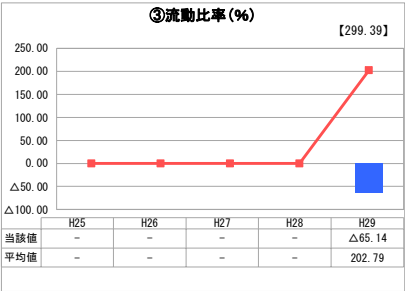
1. 経営の健全性・効率性



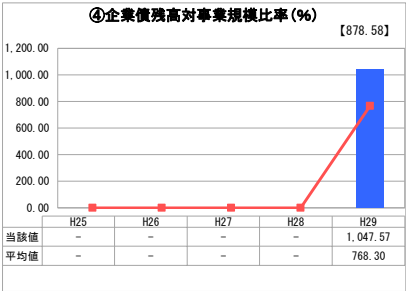
「経常損益」



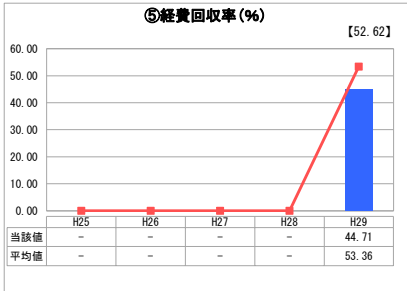
「累積欠損」



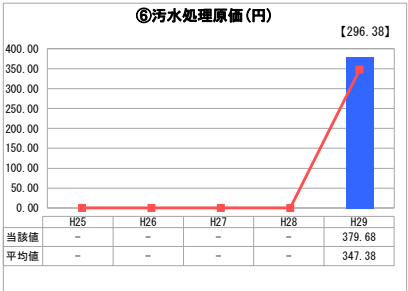
「支払能力」



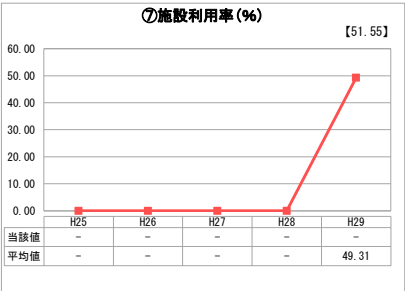
「債務残高」



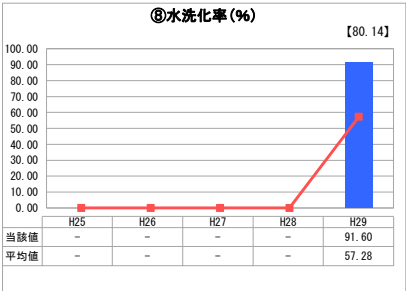
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

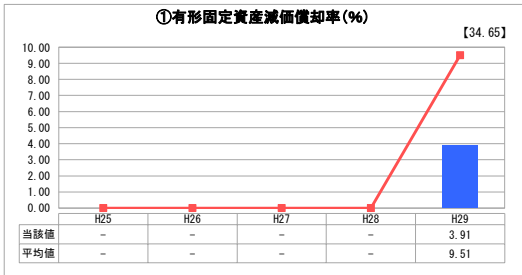


「施設の効率性」

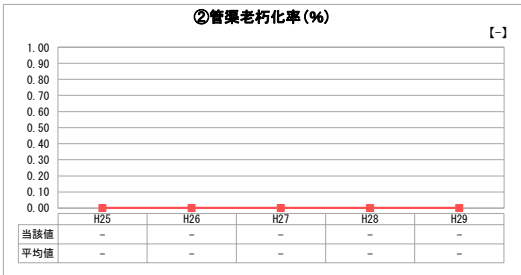


「使用料対象の捕捉」

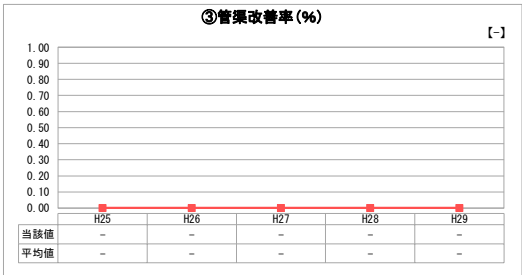
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

維持管理費などにかかる経費が使用料等の収入を上回っているため「経常収支比率」は100%を下回り赤字、「流動比率」に関しては現金不足から△65.14%となっている。この現金不足はこれまで一般会計からの繰入に頼っていたが、平成29年度より地方公営企業法を一部適用し、公共下水道事業と統合下水道事業となったことから公共下水道事業から生じる利益より補填している。「企業債残高対事業規模比率」については1,047.57%と高い比率だが、残高は横ばいであり、比率も変わらず推移する見込みである。「経費回収率」については、汚水処理に係る費用が使用料で賄えておらず低い比率となっている。「汚水処理原価」については379.68円と類似団体と同程度となっている。「施設利用率」については、当該値は表示されていないが、事業により設置した浄化槽すべてが稼働中となっている。「水洗化率」については、事業により浄化槽を設置した住宅等を個別に処理区域として公告しているため、処理区域人口＝水洗便所設置済み人口となり、100%となっている。

2. 老朽化の状況について

当事業に着手したのが平成17年度であり、供用開始後13年を経過しているが、いずれも浄化槽本体は良好な状態であり、機器設備についても消耗品の交換、フローア装置の修繕等の維持管理の範囲で対応可能となっている。

全体総括

公共下水道の整備が効率的ではない地域において同等の汚水処理を行なうことを目的として事業を行っている。平成29年度以前は法非適であったため、維持管理に要する経費の一部と資本費の全額を一般会計からの繰入に依存していたが、平成29年度より公共下水道事業、特定地域排水処理事業と併せた下水道事業会計を設け経営統合したことにより、繰入を抑制し経営の改善が図られている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。
※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。